

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和4年度）

住 所 香川県高松市栗林町2丁目19番20号

事業者名 高松琴平電気鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 真鍋 康正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
該当なし	該当なし	該当なし

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両導入	バリアリー基準を満たした車両の更新計画を進める。	車両更新の方法について検討を実施。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両乗降用の簡易スロープを配備	駅施設または全車両に簡易スロープを配備し、高齢者や車椅子の利用者に対して駅係員及び乗務員が乗降の際に介助を行う。	簡易スロープを全編成に配備し、全ての列車で簡易スロープを使用した介助を可能とした。また、お声掛けや見守りを実施すると共に乗降等の介助を行った。
障がい者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	駅係員及び乗務員がサービス介助士の資格を取得し、乗降の際に介助等を実施。2022年4月現在は、69名がサービス介助士の資格を所持している。今後も資格の取得を推進する。	

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページでの案内周知	ハンドル形電動車椅子の利用方法等について、自社ホームページに掲載。その他に駅のバリアフリー情報を公開。今後も情報を更新する。	最新の駅施設情報等をホームページに公開している。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助技術訓練の実施	社内規程に教育計画を定め、全乗務員及び駅係員に対して年間1回、障がい者等に対する介助方法を教習する。今後も専門の外部講習者による教育を実施し、更なるスキルアップを図る。	2022年9月12日～16日に現場社員を対象とした介助技術訓練を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
自社ホームページで情報公開 車内放送を用いた啓発活動	駅施設情報の情報公開 車内放送を用い優先席の設置やご利用方法などについて、啓発案内を実施する。	駅施設の更新、取扱いの変更に合わせて、情報を更新した。 車内放送にて適宜啓発案内を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

高齢者、障がい者等のお客様からいただいたご意見をデータベース化し、社内で共有（ホームページで公開）、介助サービスに務めた。

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページに掲載

(4) その他

特になし

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	38 編成 80 (両)	編成 (両)	19 編成	編成	編成	編成	38 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	38 編成 80 (両)	0 編成 0 (両)	19 編成	0 編成	0 編成	0 編成	38 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	